

IX 生産農業所得の部

解 説

この部には、農業産出額及び生産農業所得に関する統計について収録した。

1 農業産出額及び生産農業所得統計（都道府県別推計）の概要

都道府県推計における生産農業所得統計は、各都道府県の農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進、地域振興計画の策定、農業振興諸施策の実施等のための資料を提供することを目的として、都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

(1) 農業産出額の推計方法

農業産出額は、推計期間である当該年（暦年）における都道府県別の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものであり、農産物とこれらを原料とする加工農産物とを区分して次の方法により算出した。

$$\begin{aligned} & \text{個別農産物の産出額} = \text{個別農産物生産数量} \times \text{個別農産物農家庭先販売価格} \\ & \text{個別加工農産物の産出額} \\ & \quad = (\text{個別加工農産物の生産数量} \times \text{個別加工農産物の農家庭先販売価格}) \\ & \quad - (\text{個別加工農産物の原料数量} \times \text{個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格}) \end{aligned}$$

なお、自都道府県で生産され農業へ再投入したものは産出額から控除し、他都道府県へ販売したものと及び他都道府県から購入したものは産出額に含む。

(2) 推計期間

平成29年1月から同年12月までの1年間

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等については、「作物統計調査」で定めている年産区分とした。

(3) 推計の範囲

推計の対象とした品目の範囲は、原則として平成28年の当該都道府県の産出額がおおむね1億円以上のものとした。

また、種子、飼料、子豚、ひな等の中間生産物のうち、他都道府県へ販売されたものも推計の範囲に含めた。これは、当該都道府県における生産の価値を当該都道府県に帰属させるためのものである。

(4) 品目別生産数量

推計期間内に生産された品目別生産量は、主として生産量統計を基礎資料として、収穫量から再び農業へ投下される種子・飼料等の数量を控除した数量である。

(5) 品目別農家庭先販売価格

品目別農家庭先販売価格は、農業経営統計調査又は農業物価統計調査、市場統計調査等を用いて推計した。

(6) 生産農業所得の推計方法

生産農業所得は、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金を実額加算したものであり、具体的には、次式により算出した。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \frac{\text{農業粗収益（経常補助金を除く。）} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益（経常補助金を除く。）}} \times \text{経常補助金}$$

~~~~~

ただし、～部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出した。

(7) 利用上の注意事項

この統計表の実額は、名目金額で表示しており、物価の変動分は除去していないので、この統計を時系列で利用する場合は、農業物価指数などを利用する必要がある。

また、もやしについては、日本標準産業分類に合わせて野菜に含めた。

2 市町村別農業産出額（推計）について

市町村別農業産出額（推計）は、「XIV 市町村別の部」に掲載した。